

## 令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務に係る仕様書

### 1 業務内容

日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ等で放映する県政広報に関するテレビスポットCM素材（15秒・静止画（各種モーション含む。）3画面以内・BGM・ナレーション収録含む。）の制作

- (1) 県民の興味を引く内容及び的確に訴求要素を伝える内容とする。
- (2) 鳥取県（以下「県」という。）から支給される草案原稿を元に、画面とナレーションで構成される絵コンテを作成し、県の確認を受ける。
- (3) 絵コンテの校了後、受注者が放送局のCM考查を受ける。
- (4) 映像と音声で構成される動画デモを作成し、県の確認を受ける。
- (5) 動画デモの校了後、速やかに納入する。

### 2 成果品

CM素材を記録したビデオテープ（XDCAM）をテーマごとに3本作成し、放送日の概ね1週間前までに3の場所に納入すること。

なお、XDCAMは県政策戦略本部政策戦略局広報課から支給する。

### 3 納入場所

鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課

（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

### 4 概ねの作業スケジュール

放送日の1か月前	絵コンテ作成開始
同4週間前	絵コンテ初校提出
同2週間前	絵コンテ校了
絵コンテ校了後速やかに	放送局CM考查
同10日前	動画デモ校了
同1週間前	成果品納入

### 5 放送テーマ予定数量

契約期間全体33テーマ

各年度あたり11テーマ（うち2テーマは島根県との共同テレビスポットCM）

※テーマ数はあくまで予定であり、最低数量を保証するものではない。

### 6 その他

- (1) ナレーターの性別、BGMの有無は県が指定する。

また、使用可能なイラスト、写真データがある場合は、県から支給する。

- (2) 制作するCMに係る著作権、肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行い、著作権は受注者に帰属するものとする。

- (3) 制作するCMは、県内の民放テレビ局で放映する以外に、県のホームページ「とりネット」やWEB広告等で公開・利用する場合がある。

また、県が契約期間以外の期間や県主催イベントなどで利用する場合、受注者との協議の上、無償で利用できる。

- (4) 放送局の時間取りは鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課が行う。